

英語の仮定法倒置の起源は何か

村 上 まどか

1. はじめに

英語の仮定法過去構文は、通常(1a)のように仮定法の語形 *were* が *if* に導かれるが、(1b)のように *if* を伴わずに倒置する場合がある。

- (1) a. If I were rich, I would buy that cottage.
b. Were I rich, I would buy that cottage.

この倒置は、(2a)のような疑問文に由来するという Jespersen (1933) 等の説と、(2b)のような祈願文から発生したという細江 (1973) 等の説がある。

- (2) a. Am I rich? If so, I would buy that cottage.
b. Were I rich! If so, I would buy that cottage.

他方、仮定法に類似して、法助動詞過去形を用いた帰結節をとる条件節には、命令法¹もある。

- (3) a. Get rich, (and) you could buy that kind of cottage someday.
b. Don't visit them too early, (or) they wouldn't be ready.

Bolinger (1977: 159)によれば、条件節と帰結節をつなぐ *and* は 'parasitic' で

あり、(3a)においてなくてもよい。同様に(3b)のorも、存在しなくても意味は変わらない。²となると、(3)はますます仮定法過去の構文に類似してくる。本稿は、仮定法倒置の起源について、命令法も可能性に含めて検証し、結論をくだそうという試みである。

2. 疑問文起源説と祈願文起源説

Jespersen (1933: 371)は、仮定法倒置は疑問文に由来すると述べ、続けて(4)の例を挙げる。

A peculiar way of indicating condition is by word-order without any conjunction ...; this is historically developed from questions and was formerly used only and chiefly with *had*, *were*..., and *should*:

- (4) a. Had he been faithful, everything would have been all right.
 b. Woe to the man, were he the Emperor himself, who dares lay a finger on her!
 c. I would go even to Africa for her sake, should it be necessary.

疑問文起源説に対する第1の反論は、野村 (2019a)について筆者が指摘した結果、野村 (2019b)も受け入れた通り、疑問文と仮定法倒置文のイントネーションの違いである。音韻的に(4)では条件節で倒置した(助)動詞に文アクセントがあり、下降調のイントネーションである。この音調は(5b)の祈願文と同一であり、(5a)の疑問文は*faithful*に文アクセントがあり上昇調イントネーションなので、音調はまったく異なる。

- (5) a. Had he been faithful?
 b. Hád he been faithful!

疑問文起源説に対する第2の反論として、疑問文と仮定法過去は1・3人

称単数のbe動詞で語形が異なるという点が挙げられる。小野 (2015: 10-11) は、仮定法過去 (6a) は、疑問文 (6b) のように解釈されると説く。

- (6) a. Were it not for his help, we could not do it.
 b. *Were it not for his help? Then, we could not do it.

しかし(6b)の疑問文は非文であり、正しい直説法過去形は(7b)のwasである。逆に仮定法倒置の(7a)で、この語形を用いることはできない。

- (7) a. *Was it not for his help, we could not do it.
 b. Was it not for his help? Then, we could not do it.

Huddleston and Pullum (2002: 970) も、条件節と疑問文の意味的な類似性を、次の例を挙げて指摘している。

- (8) a. If you're free this afternoon, we can go and look at some houses.
 b. Are you free this afternoon? If so, we can go and look at some houses.


しかし第3の反論として、統語的には直説法条件節を倒置にしても非文になってしまうので、意味を成さなくなる。

- (9) a. If you are free this afternoon, we can go and look at some houses.
 b. *Are you free this afternoon, we can go and look at some houses.

- (10) a. If it rains tomorrow, the game will be postponed.
 b. *Does it rain tomorrow, the game will be postponed.

ここまでの観察を踏まえると、素性照合理論的に言えば仮定法倒置がC位置で照合しているのは、疑問の[+Q]ではなく、法の[+M]である。野村 (2019b)はこの法素性を[+Subjunctive]としているが、本稿では後に論じる命

令法の[+Imperative]も含めて[+M]とする。倒置移動を図示すると、(11)のようになる。

- (11) [CP Were[+M] [IP he I [VP V rich]]], ...
- 

安藤 (2005: 849)は、細江 (1973: 84)から(12)の例を引いて、意味的な観点から疑問文起源説に傾倒している。(12)のように「否定的命題を祈願することは、意味論的に不自然であるように思われる」というのである。

- (12) Were we not very strong, it could never have been done.

– H. Rider Haggard (1905) *Ayesha*, V.

しかし第4の反論となるが、野村 (2019b)が述べる通り、祈願文は肯定的願望だけでなく、否定的な呪いも祈願可能であり、古い慣用句で *Woe betide you!* のように悪い祈念をするのも、意味的に不自然とは言えない。

次に朝尾 (2019: 93)は、アメリカの大学の授業シラバスの例 (13a)を挙げ、この構文は疑問文に由来するとしている。(13b)は、筆者が得たハワイ大学1992年春学期のシラバスの例である。

- (13) a. Should you miss a class, please be sure to get notes and other important information from a classmate.

- b. Students who submit their papers on or before April 23 will be given the opportunity to rewrite their paper for reassessment should they wish to do so, but

しかし第5の反論として、野村 (2019b)が指摘する通り、*should*の仮定法条件節を疑問文にしてみると義務を表わし、条件とは意味が異なってしまう。

- (14) a. Should you miss a class? = あなたは授業を欠席すべきか。
 b. Should they wish to do so? = 彼らはそう願うほうがよいのか。

(14b)には肯定の余地があるが、(14a)は学生の義務として肯定される命題ではない。³ 仮定法条件節のshouldは文法化して意味が希薄になっており、もはや義務の意味はなくなっていると思われる。(Cf. 保坂 2014: Ch. 9)

最後に、最も無理があると思われる疑問文起源説は、Yule (1998: 139)による(15a, b)を同列にみなした解説である。

- (15) a. If you are going to the party, I'll go too.
 b. If I had known, I would have come sooner.
 c. Had I known, I would have come sooner.

Yule (1998: 139)は、(15a)のif節がAre you going to the party? という疑問文と同等であり、肯定の答えを想定して帰結節が続くと説く。それと同様に、(15b)についても次のように述べる。

[The] conditional can be treated as containing a question (*Had I known?*) and an assumed positive answer (*Yes*). This creates a situation (i.e. *I knew*) in which the action of the main clause would have occurred.

しかし第6の反論として仮定法過去完了は事実に反する仮想であり、(15a)のように可能性はyes/noに開かれておらず、(15b, c)でHad I known?に想定される答えは‘No, I hadn’t.’である。Yule (1998: 139-140)が論じている疑問文にまつわる‘uncertainty’は(15b)及び(15c)の条件節には存在せず、「確信的に知らなかった」のである。(15a)と同列に、(15c)の仮定法倒置を疑問文に結び付けることはできない。

以上をもって、野村 (2019b)に賛同し、仮定法倒置の疑問文起源説を退けることとする。先のJespersen (1933)を経て、Jespersen (1940: 374)も次の

ように述べている。

But interrogative sentences, though undoubtedly explaining much, are not the only sources of our construction. Pretty frequently we find a subjunctive used in such a way that it cannot have arisen from a question, but must be due to a main sentence expressing a desire, permission, or the like

結局のところ細江 (1973: 84) が唱えたように、「祈願文は、しばしば、他の文句と並置され、その間自らの勢いによって条件の意を付随することがある」という祈願文起源説が正しいと思う。結論として、仮定法倒置の had/were/should は、音韻的かつ形態的に祈願文と同一であり、意味的にも祈願文と類似している。それならば、統語的語順も祈願文を起源として間違いはないであろうと思われる。

3. 命令法起源説の可能性

3.1. 命令法と仮定法の類似性

細江 (1973) は随所で仮定法現在と命令法の接近を指摘しており、両者はきわめて緊密な関係にあり、時に区別しにくいと観察している。(16) は細江 (1973: 67, 73, 75) の例であるが、現代では (16b) のような倒置はせず、(16c) は現代では明らかに命令法譲歩節である。

(16) a. D – n me if I don't love him better than my own soul.

– Fielding (1749) *Tom Jones*, V.x.

b. Be it sin or no, I hate the man.

– Hawthorne (1850) *The Scarlet Letter*, X.

c. She is safe, do what you will.

– Binyon (1927) *Boadicea*, VIII.

初期近代英語では、Ukaji (1978: 15) が挙げる (17) の例のように、倒置の命

令法が条件を表わしていた。

- (17) Buy thou the cottage, pasture and the flock,
And thou shalt have to pay for it of us.

– Shakespeare (1623) *As You Like It*, II.iv.92

しかし現代英語では、命令法に限らず本動詞が倒置することはない。

現代英語の命令法は、たとえ倒置しなくとも、高橋 (2017: 123)が論じるように、(18a)の疑似命令文は実質的な意味において(18b, c)と同じである。

- (18) a. Leave now and you'll miss a nice dinner.
b. Don't leave now; you'll miss a nice dinner.
c. If you leave now, you'll miss a nice dinner.

(18a)の話者は、相手に‘Leave now.’と望んで命じているのではなく、望ましくない帰結節を示すことによって、すべきではない条件を意味しているのである。

命令法条件節が導く望ましくない帰結節には、法助動詞の過去形も用いられる。(19)の例はDavies (1986: 173)やJary and Kissine (2014: 111)が挙げており、(20)は筆者の作成した否定命令文の例である。

- (19) a. Catch a cold, (and) you could end up with pneumonia.
b. Tell them the truth, (and) who would believe you?
(20) a. Don't visit them too early, (or) they won't/wouldn't be ready.
b. Don't smoke in bed, (or) that might cause a fire.

(18a)と(19)の、命令ではなく条件を表わす動詞の原形は命令法ではないと論じるRussell (2007)の説もある。しかし本稿では、それに反論したJary and Kissine (2014: Ch. 3)を支持し、命令法によって仮定の条件を表わせるも

のとする。ここでの結論として、現代英語の命令法は倒置こそしないものの、意味的には仮定法に類似しているということになる。

3.2. 命令法と疑問文の類似性

次の命令文(21a)と疑問文(21b)は、書き表わすと外観は同一に見える。

- (21) a. Don't you help me!
 b. Don't you help me?

異なるのはイントネーションであり、話し言葉では(21a)は下降調、(21b)は上昇調のイントネーションを成している。

Potsdam (2007)は、この対を端緒に考察を広げ、命令法は疑問文と同様に、主語前にあるdon'tはC位置にあり、主語はSpec/IP位置にあると論じる。命令法のdoとdon'tは直説法と同じく通常のdo支持であり、命令文の主語は節内に統合されていて呼格ではないということを前提に、命令文はCP構造をしていると論証するのである (Potsdam 2007: 255-256)。

論拠は2つあり、まず否定の作用域である。Potsdam (2007: § 3.1)は、数量詞付きの目的語に関して、平叙文(22)と命令文(23)で解釈の仕方が異なるという。

- (22) a. Pat didn't believe every rumour.
 b. = Pat believed not every rumour. (NEG > EVERY)
 c. = Pat believed no rumour. (EVERY > NEG)
- (23) a. Don't you believe every rumour!
 b. = Believe not every rumour! (NEG > EVERY)
 c. ≠ Believe no rumour! (EVERY > NEG)

これはPotsdam (2007)によれば、(22)ではdidn'tがI位置にあるのに対し、(23)ではdon'tがC位置にあるからであるとされる。倒置された否定は、(23b)の

ように常に広い作用域を持っているのである。

Wh疑問文(24)と否定前置文(25)を見ても、部分否定の解釈となる。

- (24) a. Why didn't every runner finish?
 b. = Why was it that not every runner finished? (NEG > EVERY)
 c. ≠ Why was it that no runner finished? (EVERY > NEG)
- (25) a. Only on Fridays doesn't everybody come.
 b. = Only on Fridays does [not everybody] come. (NEG > EVERY)
 c. ≠ Only on Fridays does nobody come. (EVERY > NEG)

倒置文に部分否定の解釈しかないのは、倒置された否定は常に広い作用域をとるからである。否定がC位置にあると、IPを有界とするので、IP内の数量詞句QPは否定に関して狭い作用域しかとれない。

命令法でも主語前のdo(n't)は倒置しているという説のもう1つの論拠は副詞の置き場所である。Potsdam (2007: §3.2)はJackendoff (1972: 51)を踏まえ、merely, hardly, scarcely等の「程度副詞」は(26)のように主語から動詞までの間のどこかに置かれるものであり、文頭か文末に置かれて文を修飾することはないと観察している。

- (26) a. *SU ✓ AUX ✓ AUX ✓ VERB *
 b. (*Simply) We (simply) shouldn't (simply) be (simply) abandoning them (*simply).

疑問文(27)と命令文(28)に「程度副詞」を修飾させると、確かに主語よりも前と、文末には現れない。

- (27) a. Couldn't they *simply* have become disoriented?
 b. Couldn't they have *simply* become disoriented?
 c. **Hardly* should they have worried about that?

- d. *Should *hardly* they have worried about that?
 e. *Should they have worried about that *hardly*?
- (28) a. Don't you *simply* stand there!
 b. Don't you have *simply* ignored my advice! ⁴
 c. **Simply* don't you stand there!
 d. *Don't *simply* you stand there!
 e. *Don't stand there *simply*!

結果はどちらも平叙文(26)の場合と同じである。ということは、命令文も疑問文と同様にCP構造をしており、主語前のdon'tはCに、主語youはspec/IPに位置しているのである。

3.1節では現代英語の命令法は倒置しないと述べたが、それはbe動詞と本動詞についてであり、don't + 主語の語順の命令法は実は倒置している。素性照合理論的にはC位置に[+M]があるので、don'tがそこに繰り上がるとされる。

3.3. 命令法起源説の考察

命令法が、仮定法や疑問文と類似していて、助動詞が倒置する場合はあるならば、仮定法倒置の起源は命令法かもしれない。本節ではその可能性を探っていくが、結論から先に言うと無理がある。

第1に、仮定法過去・過去完了には常に主語があり倒置も自由に適用されるが、命令法の主語と倒置には制約が多い。まず、顕在的な主語としての人称代名詞はyouしか使えない。そして命令法は、主語とdo(n't)の両方が存在する場合に倒置が可能になるわけであるが、肯定の命令文の場合、倒置であってもなくても強意のdoはyouとは共起しないという一般的傾向がある (Cf. Davies 1986: 87-88)。Bolinger (1977: 155)によれば、相手におもねる 'cajoling' なdoは、命令文で明言すると 'insistent' になるyouとは両立しないのである。それにもかかわらずRupp (2007: 314)は、文脈次第で(29)の例を適格として挙げる。しかし(29)よりも、主語がyouではない(30)のほうが自然な発話として聞こえるようである。

- (29) a. You DO support him! (Or I'll never speak to you again.)
 b. (Bill, I'm begging you,) DO YOU support him!
- (30) a. Everyone do give it a try!
 b. DO EVERYone give it a try!

倒置の命令法として広く浸透しているのはdon't youで始まる否定命令文である。再びRupp (2007: 313)から例を引くと、文脈に依存せず倒置できる命令文は(31b)だけである。主語がanybodyの場合は、notが先行して倒置しなければ非文となる。主語がyou以外の場合、(32b)のようにboth of youといえども倒置するには文脈が必要である。

- (31) a. OK, you don't go to the party, then! (If that's what you want.)
 b. Don't you/anybody go to the party!
- (32) a. Both of you don't forget John's birthday this time!
 b. (I remember John being very upset last year, so please) don't both of you forget his birthday this time!

他方、初期近代英語では顕在的な主語と動詞が、命令法において比較的自由に倒置していた。次はUkaji (1978: 22, 26, 79, 89)が採録した例である。

- (33) a. Be thou remoued, and be thou cast into the Sea.
 – King James Version (1611) *St. Matthew*, xxi.21
 b. Fear you not my part of the dialogue.
 – Shakespeare (1600) *Much Ado about Nothing*, III.i.31
- (34) a. Now do thou watch, for I can stay no longer.
 – Shakespeare (c1597) *King Henry VI*, I.iv.18
 b. Do not thou, when thou art king, hang a thief.
 – Shakespeare (1590) *King Henry IV*, I.ii.69

しかし(33)が類似しているのは仮定法現在であり、仮定法過去・過去完了のほうではない。また、中村(1994)によれば助動詞 *do* が命令法で一般化したのは17世紀であるので、(34)が仮定法倒置に影響したと考えるのは時系列に合わない。

第2に、命令法条件節は意味的にも制約があり、状態動詞をそのように用いるのは筆者のアメリカ人同僚には不評である。Davies (1986: 173)は(35a)や(36a)を受け入れるが、Bolinger (1977: 163)は彼らと同様に容認しない。(35b)や(36b)のように動作動詞を用いれば、何も問題はない。

(35) a. (*)Understand Japanese and I need you for a teacher.

b. Learn Japanese and I need you for a teacher.

(36) a. (*)Own this property and I'll buy it from you.

b. Get this property and I'll buy it from you.

あるいは文脈を最大限に広げて考えれば、(37)のように用いられうるとDavies (1986: 182)は主張する。

(37) If this property comes on the market, I'd advise you to buy it at once.

I'll be looking for a place like this when I come back in a couple of years. Own this property and I'll buy it from you.

しかしながら(37)のような文脈を捻り出さなければ容認性が苦しい点が、自由に倒置できる仮定法過去・過去完了の条件節とはまったく異なっている。

第3に、条件的命令文と帰結の文をつなぐ *and* や *or* を省略するのは、'comma splice' であると注2で指摘したが、関連して、門脇・田中 (2015: 52-54)が論じる次のようなミニマル・ペアもある。

(38) a. Say that again, and I'll beat you.

b. = If you do NOT say that again, I'll NOT beat you.

- (39) a. Say that again, or I'll beat you.
 b. = If you say that again, I'll NOT beat you.

(38a)も(39a)も、望ましくない帰結を示して相手を脅迫しているのが、andかorかで命令の意図が逆になる。ということは、andやorはここでは省略できない、少なくとも省略しないほうが正確な意味が伝わることになり、仮定法・直説法のif節や倒置節と、命令法は異質であると言える。

さらなる意味的・語用論的制約として第4に、否定の命令法は禁止の意味が強く、禁止した行動を促した結果を帰結文とするのは矛盾をもたらす。Clark (1993: 116)とJary and Kissine (2014: 129-131)は、(40)(41)の(b)型は非文であり、(c)型ならば適格として掲げる。⁵

- (40) My lecturer is a real tyrant.
 a. But show up on time and he'll be happy.
 b. *Do not show up on time and he'll throw you off the course.
 c. Not show up on time and he'll throw you off the course.
- (41) John was a big part of my life.
 a. See him again and I'll be happy.
 b. *Do not see him again and I knew I'd never forgive myself.
 c. Not see him again and I knew I'd never forgive myself.

しかし、notとともにdoを用いない(40c)(41c)はもはや命令法ではなく、原形不定詞である。

最後に、これも語用論的な制約である。Davies (1986: 187)やJary and Kissine (2014: 142)は次の(a)型を容認可能としているが、筆者のネイティブ同僚達が退けたように、過去における条件として命令法を用いることはできそうになく、したがって帰結節に仮定法過去完了をとることができない。

- (42) a. (*)Say that and you would have been thrown out.
 b. Had you said that, you would have been thrown out.
- (43) a. (*)Turn up yesterday and you'd have got a real shock.
 b. Had you turned up yesterday, you'd have got a real shock.

口語では省略が盛んに行われるので、(a)型のように発話されることもあるのかもしれない。しかしJacob Schnickel (p.c.)によれば、(b)型で十分に‘economical’であり、‘absolutely used in conversation’とのことである。

以上から、統語的・意味的・語用論的に制約の多い命令法条件節が、例外なく適用する仮定法過去・過去完了の倒置の起源になったとは考えにくい。歴史的にも、命令法の倒置が仮定法に影響を及ぼしたとは思えず、むしろ時系列では逆に見受けられる。したがって、仮定法過去・過去完了の倒置の起源は、命令法ではなく、やはり祈願文であろうと結論づける。

4. 仮定法倒置の現状と未来

4.1. 仮定法倒置に用いられる(助)動詞

Jespersen (1933: 371, 本稿 p. 94)、中野 (2016: 62)等によれば、倒置される仮定法条件節の(助)動詞は、現代英語ではhad/were/shouldに限られる。Might/couldの例は、Quirk et al. (1985: 1094)が(44a)を、Huddleston and Pullum (2002: 970)が(44b)を挙げる。しかし、現代英語ではもはや生産的ではなくなっている。

- (44) a. Might/Could I but see my native land, I would die a happy man.
 b. Could he have cast himself in the part of Mr Cophthorne, the villain and apostate, he could not have attempted to run away from his captors.

細江 (1973: 164, 6)は、次のdidの倒置条件節の例を挙げるが、現代英語では(45b)は非文である。

(45) a. Did I desire it, I could destroy thee where thou art.

– H. Rider Haggard (1905) *Ayesha*, XIV.

b. *Did I go there, I might see him.

Declerck (1991: 425)は、仮定法条件節を倒置するのは‘formal’として、次の3例を挙げている。

(46) a. Should someone ring up, tell them I’ll be at the office till six.

b. Had the body been discovered sooner, the police would no doubt have found more clues.

c. Were he to try that again, I’d go to the police.

それではなぜ、had/were/shouldの3つだけの仮定法倒置が、現代英語に残ったのであろうか。1つには、1・3人称単数のwasに対して語形として顕在的に[+M]を保持しているwereが、had/shouldに影響を及ぼすことによって後者も[+M]を素性として維持したと考えられる。また、この3つの(助)動詞は、それぞれ時間的にhadは過去、wereは現在、shouldは未来に対応するという、言語にとって理想的な、形式と意味の1対1の対応関係が実現している (Cf. Bolinger 1977: x)。しかもこの構文では法助動詞shouldの意味は時間に特化され⁶、根源的・認識的モダリティの意味もない。仮定法倒置のmight/could/didはすでに廃用に向かっており、このままもっぱらhad/were/shouldの倒置が進むと思われる。

4.2. 仮定法倒置の口語性

従来、Declerck (1991: 425)、綿貫・ピーターセン (2011: 200)等が記すように、仮定法倒置構文は‘formal’「文語調」とみなされてきた。しかし関 (2019: 32)は、「『仮定法の倒置は古い英語』なんて言われることもあります。これはとんでもない誤解」であり、ビジネスライターでも使われ英字新聞でもよく見掛けると述べている。筆者としては、これは「誤解」という

よりも、言語変化がもたらした齟齬ではないかと推し量る。

大西 (2019: 56)は、「倒置は『感情の高揚』を表す形」として、次の口語体の2例を挙げる。

- (47) a. Were I your boyfriend, I would treat you better.
 b. Should you arrive before me, just wait, OK?

大西 (2019: 207-220)はまた、ifは二者択一を迫る表現であり、圧力をかけるような語感があると主張する。へりくだった感じを出したいならばifを使わずに、ホテルの接客等でよく用いられる(48)のように言えば、倒置のshouldに感情を込められると大西 (2018: 242)は述べる。

- (48) Should you require any further assistance, do not hesitate to ask.

さらに、従来、仮定法倒置では否定の短縮形は使われないと、例えばDeclerck (1991:430)等、多くの文法書によって記されてきた。

- (49) a. Were he not to come, ... / *Weren't he come, ...
 b. Had he not been there, ... / *Hadh't he been there, ...

野村 (2019b)はこれに対して、仮定法倒置は文語的であり、短縮形は口語的ゆえ、相反する文体は両立しないという説明を与える。それならば、仮定法倒置が口語化を遂げればその制約はなくなるはずであり、現にRupp (2007: 311)に否定短縮形倒置の例が見られる。⁷

- (50) a. Hadn't everyone got a raise, they would all have gone on strike.
 = If everyone hadn't got a raise, ... (EVERY > NOT)
 b. Hadn't everyone got a raise, some employees would have felt undervalued.
 = If not everyone had got a raise, ... (NOT > EVERY)

千葉 (2013: 237-240)は、that節内の仮定法現在が、前世紀半ばまでは文語的とされていた時代を経て、現代では口語体になっていると記述している。同様に仮定法の倒置も口語化しているならば、否定の倒置が許容されつつあると思われる。素性照合理論的には、I位置で許容される短縮形が、[+M]を有するにもかかわらずC位置に動けないという制約を、この否定文に限って維持できるとは考えにくい。未来の英語では仮定法倒置のhadn't/weren't/shouldn'tが普及し、容認されるようになるのかもしれない。

5. おわりに

仮定法倒置は、祈願文・疑問文・命令文の中で、祈願文に最も共通点が多く、命令文に少ないと論証してきた。したがって発祥としては祈願文起源説が正しいと思われる。またこの倒置文は現代英語において、用いられる(助)動詞はhad/were/shouldに収束されているが、もはや文語体ではなく口語に浸透していると記述した。

* 本稿は、2020年9月12日にオンライン開催された日本英語英文学会第29回年次大会での研究発表に基づいている。貴重な意見を寄せてくださった複数の匿名の査読者、野村忠央氏(文教大学)、及び例文を吟味してくださった同僚のJuergen Bulach、Jacob Schnickelの両氏に感謝申し上げます。

注

- 1 英語では通常、命令「文」と呼ばれるが、本稿では他のヨーロッパ言語に倣い、英語でもdon't be/do beという命令法特有の語形があることに基づいて命令「法」という範疇を設ける。(Cf. Murakami 2013)
- 2 しかし口語では問題ないが書く場合には、Jacob Schnickel (p.c.) が指摘する通り、等位接続詞を用いずに2つの文をカンマで結びつけるのは‘comma splice’であり、接続詞を使わないなら(18b)のようにセミコロンを用いるほうがよい。

この点については、3.3節でまた言及する。

- 3 匿名の読者から、「授業を欠席すべきか」は学生の体調によっては妥当な問いであり、「miss」に「サボる」の意味がなければ（なさそうである）、この主張は成立しないというもっともな指摘を得た。ならば次のような取扱説明書などによく見られる文が、適切な例になるであろう。
(i) Should you find any inconvenience with this product, please contact us:
- 4 イギリス人は完了相の命令文を受け入れる傾向があるが、大概のアメリカ人は容認しない。(28b)と並行する受け身の命令文(i)を文法的として示しておく。
(i) Don't (you) be *simply* deceived by that swindler!
- 5 (c)型を非文とみなす母語話者もいる。また、Huddleston and Pullum (2002: 937) は、次の例を禁止ではなく条件の例として挙げている。
(i) Don't make him the centre of attention and he gets in a huff.
- 6 おそらくそれゆえshould（及びwere to不定詞）を伴う仮定法を「仮定法未来」と称する文法書も出回っているが、中野 (2016: 85-86)が問題視する通り、これ(ら)は仮定法過去である。
- 7 (50a)は、Potsdam (2007) (本稿 pp. 100-101)の論拠の反例ではある。

参考文献

- 朝尾幸次郎 (2019) 『英語の歴史から考える英文法の「なぜ」』 東京：大修館書店。
 安藤貞雄 (2005) 『現代英文法講義』 東京：開拓社。
 Bolinger, Dwight (1977) *Meaning and Form*. London: Longman. (中右実 訳 (1981) 『意味と形』 東京：こびあん書房)
 千葉修司 (2013) 『英語の仮定法 — 仮定法現在を中心に』 東京：開拓社。
 Clark, Billy (1993) “Relevance and ‘Pseudo-Imperatives.’” *Linguistics and Philosophy* 16, 79-121.
 Davies, Eirlys (1986) *The English Imperative*. London: Croom Helm.
 Declerck, Renaat (1991) *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*. 東京：開拓社。
 保坂道雄 (2014) 『文法化する英語』 東京：開拓社。
 細江逸記 (1973) 『動詞叙法の研究』〔新版〕 東京：篠崎書林。[旧版1932年]
 Huddleston, Rodney and Geoffrey K. Pullum (2002) *The Cambridge Grammar of the English Language*. Cambridge: Cambridge University Press.
 Jackendoff, Ray S. (1972) *Semantic Interpretation in Generative Grammar*. Cambridge, Massachusetts: MIT Press.
 Jary, Mark and Mikhail Kissine (2014) *Imperatives*. Cambridge: Cambridge University

Press.

- Jespersen, Otto (1933) *Essentials of English Grammar*. London: George Allen and Unwin.
- Jespersen, Otto (1940) *A Modern English Grammar on Historical Principles*, Part V. Copenhagen: Munksgaard.
- 門脇恵理香・田中江扶 (2015) 「日英語の条件命令文 — ‘Say that again, and I’ll beat you’ が『もう言うな』という意味になるのはなぜか』『信州大学教育学部研究論集』第8号, 51-60.
- 中野清治 (2016) 『英語仮定法を洗い直す』東京：開拓社.
- 中村不二夫 (1994) 「否定命令文における助動詞Doの発達：17-19世紀書簡からの検証」中尾祐治・天野政千代(編) 『助動詞Do — 起源・発達・機能』195-211. 東京：英潮社.
- 野村忠央 (2019a) 「仮定法倒置条件節の起源」日本英語英文学会第28回年次大会研究発表ハンドアウト.
- 野村忠央 (2019b) 「仮定法の倒置をめぐる」日本英文学会第91回大会第11部門シンポジウム 『倒置現象をめぐる』ハンドアウト.
- Murakami, Madoka (2013) “Verb Movement: The Contrast between English and Italian.” *Studies in Linguistics*, Vol. 5: 117-143, University of Siena.
- 小野隆啓 (2015) 『英語の素朴な疑問から本質へ — 文法を作る文法』東京：開拓社.
- 大西泰斗 (2018) 『ハートで感じる英文法 決定版』東京：NHK出版.
- 大西泰斗 (2019) 「心に分け入る～仮定法』『ラジオ英会話』2019年2月号.
- Potsdam, Eric (2007) “Analyzing Word Order in the English Imperative.” In Wim van der Wurff ed., *Imperative Clauses in Generative Grammar*, 251-271. Amsterdam: John Benjamins.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech, and Jan Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London: Longman.
- Rupp, Laura (2007) “‘Inverted’ Imperatives.” In Wim van der Wurff ed., *Imperative Clauses in Generative Grammar*, 297-322. Amsterdam: John Benjamins.
- Russell, Benjamin (2007) “Imperatives in Conditional Conjunction.” *Natural Language Semantics* 15, 131-166.
- 関正生 (2019) 「キモチを伝える仮定法」 *English Journal* 3月号, 24-41.
- 高橋英光 (2017) 『英語の命令文 — 神話と現実』東京：くろしお出版.
- Ukaji, Masatomo (1978) *Imperative Sentences in Early Modern English*. 東京：開拓社.
- 綿貫陽、マーク・ピーターセン (2011) 『表現のための実践ロイヤル英文法』東京：旺文社.
- Yule, George (1998) *Explaining English Grammar*. Oxford: Oxford University Press.